

経済産業省

20250210 貿局第2号
輸出注意事項2025第6号
輸入注意事項2025第2号
経済産業省貿易経済安全保障局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年3月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年3月17日から施行する。ただし、別紙2の改正規定は、令和7年4月10日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
別表第1～25（略）		別表第1～25（略）	
別紙1～11（略）		別紙1～11（略）	
別紙12 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の21の3に掲げる規制物質）		別紙12 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の21の3に掲げる規制物質）	
規制物質コード	規制物質名称	規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)	(略)	(略)
000060	(略)	000060	(略)
<u>000190</u>	<u>エチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000070	(略)	000070	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
000110	(略)	000110	(略)
000115	1,1-ジ`メチルエチル=4-アニリノ`ペ`リジ`ン-1-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物	000115	1,1-ジ`メチルエチル=4-アニリノ`ペ`リジ`ン-1-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物
<u>000200</u>	<u>1,1-ジ`メチルエチル=ヒ`ペ`リジ`ン-4-オン-1-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
<u>000210</u>	<u>1,1-ジ`メチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000120	(略)	000120	(略)
000130	(略)	000130	(略)
<u>000220</u>	<u>ヒ`ペ`リジ`ン-4-オン及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
000140	(略)	000140	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
000145	(略)	000145	(略)
<u>000230</u>	<u>ブ`チル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>	(新設)	(新設)
<u>000240</u>	<u>ブ`ロビ`ル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその</u>	(新設)	(新設)

	<u>塩類を50%を超えて含有する物</u>
000150	(略)
<u>000250</u>	<u>1-メチルエチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>
<u>000260</u>	<u>1-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>
<u>000270</u>	<u>2-メチルプロピル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物</u>
000153	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)-オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物
000155	2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)-オキシラン-2-カルボ`ン酸及びその塩類を50%を超えて含有する物
000160	3,4-メチレンジ`オキシフェニル-2-プロパ`ンを50%を超えて含有する物
000170	(略)
000180	(略)

000150	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
000153	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)-オキシラン-2-カルボ`キシレート及びその塩類を50%を超えて含有する物
000155	2-メチル-3-(3,4-メチレンジ`オキシフェニル)-オキシラン-2-カルボ`ン酸及びその塩類を50%を超えて含有する物
000160	3,4-メチレンジ`オキシフェニル-2-プロパ`ンを50%を超えて含有する物
000170	(略)
000180	(略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
<p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、<u>セルビア</u>、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p>	<p>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ</p>